

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

- ◆ 目標
 - 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現
 - 地域経済の再生
 - 地域社会の再生
- ◆ 計画期間
令和8年度～12年度（5年間）
- ◆ 復興及び再生に関する基本的な考え方
 - ① 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生
 - ② 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組
 - ③ 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組
 - ④ 未来を担う人材の育成
 - ⑤ 必要な予算の確保、国と県・市町村等が一体となった取組

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第2 避難解除等区域の復興・再生

- 農林水産業の復興・再生、事業者等の事業再開・継続、観光振興
- 復興のために必要なインフラの整備
- 避難者の生活再建、被災者支援
- **医療・介護・福祉サービスの再構築**
（双葉地域における中核的病院の整備等）
- **教育・保育・子育て等の環境整備**
- **住民帰還の促進**（住まいの確保、鳥獣被害対策等）
- **除去土壌等の県外最終処分に向けた取組、廃炉と汚染水・処理水対策**
- 文化・スポーツ振興
- **移住等の促進**や交流人口・関係人口の拡大
- 受入自治体への支援
- 事業再開・新規立地を支援する課税の特例 など

第3 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

<特定復興再生拠点区域>

- 家屋等の解体・除染、インフラ整備
- 買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化
- 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例、農用地利用集積等促進計画等に関する特例 など

※ **令和5年11月までに特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除**

<特定帰還居住区域>

- 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例 など

※ **大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村で特定帰還居住区域を設定**

第3部 福島全域の復興及び再生

第4 放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

- 放射線に関する理解の増進、県民健康調査の実施
- 医療・福祉サービスの確保 など

第5 原子力災害からの産業の復興・再生

- 農林水産業、中小企業等の復興・再生、雇用の確保
- **観光振興、風評・風化対策** 等
- 地域ブランド確立等に向けた規制の特例、風評対策に係る課税の特例 など

第6 **福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出**

- **改定「産業発展の青写真」に基づき、取組を総合的に推進**
- イノベ構想6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の取組推進
- 新産業創出等研究開発基本計画との調和、福島国際研究教育機構に関する取組、研究開発の推進等
- イノベ構想推進に係る課税の特例 など

第7 関連する施策との連携

第8 その他必要な事項